

邑楽町パブリックコメント募集案件公表書

件名	邑楽町農業後継者育成条例の廃止
実施担当課・係	農業振興課・農政係 電話番号 0276-47-5027
意見募集の趣旨	邑楽町農業後継者育成条例は、昭和48年に施行されて以来、改正等も行われていない。また、当該条例に基づき実施されている事業等も何年にもわたり、無い状態である。現在の国、県及び町の補助事業等の方針は、後継者に限らず、広く青年就農者を対象とするものになっており、青年就農者を対象とした事業については、事業ごとに要綱等を規定し行っている。これらのことから当該条例を廃止するに当たり、意見を募集する。
公表資料	邑楽町農業後継者育成条例
意見募集の方法	<p>■意見の募集期間 令和2年1月7日（火）～令和2年1月31日（金）</p> <p>■意見を提出できる者 (1) 町内に住所を有する者 (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人又は団体 (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者 (4) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者</p> <p>■意見の提出方法 ・郵送の場合：〒370-0692 邑楽町役場 農業振興課・農政係宛 ・ファクシミリの場合：0276-88-3247 ・電子メールの場合：industrial@swan.town.ora.gunma.jp ・直接持参の場合：上記郵送先まで</p> <p>■意見及び町の考え方の公表予定時期 令和2年2月頃</p>
実施責任者	農業振興課長
備考	<p>・資料の公表は、実施担当課、町ホームページで行います。</p> <p>・提出された意見は、類似の意見等とこれに対する考え方を取りまとめたうえ、実施担当課・町ホームページでお知らせします。なお、意見提出者の氏名等は公表しません。</p> <p>・意見に対する個別の回答は行いません。</p>